

あおば事務所のお知らせコーナー No. 139

代表社員 阿久津 渉

○社会保険(健康保険・厚生年金)の算定について

～社会保険

度々のご案内になりますが、現在社会保険の算定(正式には定時決定)の手続きを進めております。算定とは4月5月6月に支払う給与の総額を基に、その年の9月分(実際には10月に支払う給与)からの社会保険料額を決める手続きです。当事務所より依頼しております必要な情報につき、まだ返送いただいてない事業所様につきましては、早急に返送くださいますようお願い申し上げます。記入にあたり不明な点がありましたら、あおば事務所までご相談ください。

○障害者雇用率の引き上げについて

～障害者雇用促進法

民間企業や地方自治体などは、従業員の人数に応じて一定割合(正式には法定雇用率)で障害者の方を雇用することが求められております。現在、この法定雇用率は民間企業で2.0%とされていますが、平成30年4月1日からは2.2%に引き上になることが決まりました(平成33年までに2.3%に引き上げることも発表されています)。下記のように、現在は対象従業員50人に1人の割合で障害者雇用が求められていますが、来年度からは46人に1人の割合になります。

29年度2.0%⇒50人に1人

30年度2.2%⇒46人に1人

雇用率の計算方法や障害者の方の考え方など、詳細につきましてはあおば事務所までご相談ください。

○建設労働者確保育成助成金

～助成金

建設業を営む事業主が、社員に技能の向上をはかるための講習などを受けさせた場合に、受けることが出来る助成金です。

【助成対象となる講習の例】

①車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習②車両系建設機械(解体用)運転技能講習③小型移動式クレーン運転技能講習④不整地運搬車運転技能講習⑤高所作業車運転技能講習⑥玉掛け技能講習⑦ガス溶接技能講習 等

【助成額】

●雇用保険の被保険者20人以下の事業主

(経費の助成) 講習料金の3/4(9/10) (賃金の助成) 7,600円(9,600円)

●雇用保険の被保険者21人以上の事業主

(経費の助成) 講習料金の3/5(3/4) (賃金の助成) 6,650円(8,400円)

※〈〉の金額は生産性要件を満たした場合

生産性要件の考え方や、上記以外にも対象になる講習等もありますので、詳細につきましてはあおば事務所までご相談ください。

○賞与の保険料率について

～雇用保険・社会保険

臨時号でもご案内致しましたが、これから賞与の時期になりますので、個人負担分を控除する際の保険料率をお知らせします。※健保組合等は下記と違うことがあります。

- ・健康保険⇒ 4.935%(埼玉) 4.955%(東京) 4.945%(茨城) 4.965%(群馬)
- ・介護保険⇒ 0.825%(40歳以上65歳未満の方)
- ・厚生年金⇒ 9.091%
- ・雇用保険⇒ 0.3%(建設業は0.4%) ※会社負担分は0.6%(建設業は0.8%)

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

65歳以上の方の雇用保険の手続きについて これまでは65歳以上で新規に採用される方については雇用保険に加入することが出来ませんでした。平成29年1月1日から加入の対象となりました。現在65歳以上の方(週の所定労働時間が20時間以上)で雇用保険に加入していない方がいましたら手続きが必要になりますので、あおば事務所までご相談ください。

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾6-6-1

e-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL http://aobaroumuoffice.com/

mado@aobaroumuoffice.com (事務手続き用)